

広情個審第82号
令和7年12月4日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

存否応答拒否決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年3月24日付け広伯維第434号で諮問のあったことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第390号事案）

答 申 書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

令和7年3月24日付け広伯維第434号の諒問事案（諒問第390号事案）

令和6年12月24日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和7年1月7日付け広島市指令伯維第337号で行った存否応答拒否決定（以下「本件存否応答拒否決定」という。）に対する同月25日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は本件存否応答拒否決定を取り消すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

（1） 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件存否応答拒否決定を取り消すとの裁決を求める。

（2） 審査請求の理由

ア 市民として任意団体町内会の加入の有無に関係なく、地域の情報を共有して、市民生活を共有できる持続可能な実施機関との関係を構築していかなければならない。そのためにも、要望書等のうち法的保護に値する蓋然性が具体的に認められる部分を除き、市民や地域住民のために開示すべきである。

イ 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第10条に基づき存否応答拒否することができるは例外的な場合のみであり、本件はそのような例外的な場合に当たらず、条例第8条の規定に基づき、個人情報等の不開示情報を除いて部分開示すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

要望書とは一般的に近隣住民の方からの同意を得て提出されるものであるため、提出があったことを開示してしまうと施工箇所等により要望者が類推できてしまうため、条例第7条第1号に定める「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当し、条例第10条に定める「開示請求

に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」に該当するため、存否応答拒否決定したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第10条の規定について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(4) 条例第7条第1号及び第10条の該当性について

- ア 条例第7条第1号該当性

本件開示請求の対象文書（以下「本件対象文書」という。）は、特定の町内会が実施機関に提出した広島市道に減速等の道路表示の新設工事を求める要望書及び同意者の名簿（以下「要望書等」という。）である。

当審査会において実施機関に対し、地域住民が実施機関に広島市道の工事に関して要望する際に提出する要望書等の一般的な記載内容及びその添付書類を確認したところ、要望書の提出者の氏名、氏名印並びに要望内容及び工事に同意する者の住所、氏名等を記載するとともに、要望箇所を示す地図を添付するとの説明である。

これらは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当する。また、当該情報は、私人に関する情報で、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、不開示情報であると認められる。

イ 条例第10条該当性

(ア) 実施機関は、要望書等の提出があったことを開示すると当該要望書等に記名した特定の個人が類推できるため、本件対象文書の存否を答えることは当該個人の個人情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることとなる旨主張しているものと解される。

これについて検討すると、本件対象文書の存否を答えることは、実施機関に対して広島市道に減速等の道路表示の新設を要望及び同意した者がいる事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することになると認められる。

本件存否情報が条例第7条第1号に該当する場合には、条例第10条に該当することになるため、これについて検討する。

(イ) 要望書等は地域住民が自発的に作成し、任意の様式で実施機関に提出できるものであり、その提出者について何らの制限もないため、本件存否情報を開示したとしても要望書等を提出した特定の個人を識別することができることとなるとまでは認められない。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、本件対象文書に係る町内会の加入者数は十数人であるとの説明であり、加入者が一定数存在することから、本件存否情報を開示したとしても、要望及び工事に同意した特定の個人を識別することができることとなるとはいえない。

この点、実施機関は、道路の施工箇所等により工事に同意した者が類推できてしまうと主張するが、実施機関によれば、地域住民からの要望等がなくとも道路管理者の判断で広島市道に減速等の道路標示の新設を実施する場合があるとのことであり、このような事情の下で仮に広島市道に減速等の道路表示が新設されたとしても、それが要望に基づくものなのか道路管理者の判断に基づくものなのかは必ずしも明らかではなく、道路の施工箇所等により工事に同意した者が類推できるとまでは認められない。

このため、本件存否情報を公にしたとしても、要望書等に記名した特定の個人を識別することができるとは認められない。

さらに、本件存否情報が、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

よって、本件存否情報は、条例第7条第1号に該当しない。

(ウ) 以上のことから、本件存否情報は条例第7条第1号に該当しないため、実施機関が条例第10条の規定に基づき存否応答拒否できる場合には該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 3. 24	広伯維434号の諮問を受理（諮問第390号で受理）
R 7・7・15 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 7・8・19 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 7・9・16 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 7・10・21 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 7・11・18 (第5回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹